

介護予防短期入所療養介護利用料金表

(令和 1年 10月 1日以降)

利用料金の計算上、端数処理の関係により若干の変動があります。
(左側料金：基本型・右側料金：在宅強化型)

(日 額)

3 階・ 4 階 フ ロ ア ご 利 用 の 方	要介護度	介護保険給付 1割負担の料金です		介護保険給付対象外利用料 (利用者負担第4段階の方の場合)					
		自己負担金		滞在費	食 費	日用品費	教養娯楽費	合 計	
		基本型	強化型					基本型	強化型
多床室	要支援 1	658円	708円	740円	1,730円	190円	232円	3,550円	3,600円
	要支援 2	824円	875円					朝食380円 昼食710円 (間食含) 夕食640円	3,716円
個室 又は 特別室	要支援 1	622円	666円	1,850円	1,730円	190円	232円	4,624円	4,668円
	要支援 2	773円	817円					4,775円	4,819円
第3段階 の方 第2段階 の方 第1段階 の方	(多床室)	上記自己負担 に準ずる		370円	650円 (負担上限)			/	
	(特別室・個室)			1,310円					
	(多床室)			370円	390円 (負担上限)				
	(特別室・個室)			490円					
(多床室)	0円	300円 (負担上限)							
(特別室・個室)	490円								
加 算 料 金 等 ※ 1 割 負 担 の 料 金 で す	<p>○療養食の提供を行った場合、1日3回を限度として 7円 を徴収します</p> <p>○送迎を行った場合片道 198円 を徴収します</p> <p>○緊急治療が必要な場合、548円 を3日を限度として徴収します</p> <p>○夜勤を行う看護・介護職員の数が厚生労働大臣が定める基準に適合する場合、26円 を徴収します</p> <p>○リハビリ専門職員が多職種と共同してリハビリテーション計画を作成し、個別リハビリテーションを行った場合、258円 が加算されます</p> <p>○認知症の行動や心理症状が医師により認められ、在宅での生活が困難な利用者を緊急的に受け入れた場合、7日間を限度として、215円 が加算されます</p> <p>○看護・介護職員の占める割合が厚生労働大臣の定める基準に適合する項目に基づき、20円 又は 13円 あるいは 7円 が加算されます</p> <p>○厚生労働大臣が定める基準に適合した場合、介護老人保健施設サービス費の単位数の1000分の39に相当する単位数 又は 1000分の29に 相当する単位数 又は (ア) 1000分の16に相当する単位数 又は (ア) で算出した単位数の100分の90 又は (ア) で算出した単位数の100分の80に相当する単位数 と 1000分の21に相当する単位数 又は 1000分の17に相当する単位数を所定単位数に加算されます。</p>								
そ の 他 の 費 用	室 特別室	4,400円(税込)			理 カット	2,600円			
	室 個室	3,300円(税込)			美 パーマ	3,700円			
	差 2階個室	室料差額なし			容 顔剃り	700円			
	額 4人部屋	室料差額なし			額 毛染め	3,700円			
<p>○各種診断書：3,300円 ○左記以外の診断書：1,100円 ○行事費：実費</p> <p>○以上料金を示したものの以外に利用者からの依頼により購入する日常生活品等は実費を徴収します</p>									